



参考資料

群馬県行政改革大綱 実施計画・評価表 (平成26～28年度)

平成28年6月(第三者評価暫定終了時点版(案))

※平成27年度の決算値(速報値)が集計中のものがあります。

群馬県

目 次

群馬県行政改革大綱（平成26～28年度）	体系図	1
行政改革大綱（平成26～28年度）	実施計画の平成26年度評価について	2
行政改革大綱（平成26～28年度）	実施計画 平成26年度評価一覧	3
目標 1 県民目線の県政の実施		
改革 1	情報提供・情報発信手段の充実	7
改革 2	県民意見の反映手段の充実	19
改革 3	行政手続における利便性の向上	31
改革 4	地方分権改革と自治体間連携の推進	41
目標 2 「仕事の仕方」の改革		
改革 5	事務事業執行の効率化	59
改革 6	民間活力やノウハウの効果的な活用	81
改革 7	自治を担える人づくり、力を最大限発揮する組織づくり	95
目標 3 健全な財政運営の維持		
改革 8	歳入確保と歳出縮減	121
改革 9	資産の適正管理と有効活用	145
改革10	公営企業改革	163

群馬県行政改革大綱 体系図

～改革意識の浸透と実践～

目標1

県民目線の県政の実施

改革1 情報提供・情報発信手段の充実

- (1) 審議会等の議事概要など公開資料等の充実
- (2) 提供・発信手段の充実・多様化

改革2 県民意見の反映手段の充実

- (1) 県民アンケートなど積極的な県民意見の聴取
- (2) パブリックコメントの効果的な活用と県民意見の反映機会の充実
- (3) 審議会などへの公募委員・女性委員の登用の促進

改革3 行政手続における利便性の向上

- (1) 申請などの手続の利便性の向上
- (2) 審査基準の見直しや標準処理期間の短縮

改革4 地方分権改革と自治体間連携の推進

- (1) 地方分権改革等の効果を活用した主体的な政策推進
- (2) 市町村との連携の推進
- (3) 近隣都県等との連携の推進

目標2

「仕事の仕方」の改革

改革5 事務事業執行の効率化

- (1) 内部管理事務の集中化などによる効率化
- (2) 実施方法の工夫による効率化
- (3) 時代や環境の変化に合わせた事務事業の推進

改革6 民間活力やノウハウの効果的な活用

- (1) 民間との連携による県民サービスの向上
- (2) 公の施設におけるサービスの向上
- (3) 公社・事業団等の改革

改革7 自治を担える人づくり、力を最大限発揮する組織づくり

- (1) 県政を担う人材の育成
- (2) 実践的な政策形成能力の向上
- (3) 適正な組織・定員管理
- (4) 組織マネジメントの向上

目標3

健全な財政運営の維持

改革8 歳入確保と歳出縮減

- (1) 県税収入の確保
- (2) 常に財源確保を意識した施策展開
- (3) 安定的な資金調達と調達コストの削減
- (4) 支出の見直し
- (5) 効果的・効率的な事業評価の実施
- (6) 基礎的財政収支の黒字の維持

改革9 資産の適正管理と有効活用

- (1) 税外債権管理・回収業務の推進と税外債権回収に関する情報・知識の共有
- (2) 「現地・現物」を意識した売却・有効活用
- (3) 県有施設等の長寿命化

改革10 公営企業改革

- (1) 公営企業の健全な経営

行政改革大綱（平成26～28年度）実施計画の 平成27年度評価（自己評価）について（速報）

大綱に掲げた10の「改革」を進めるための30の「取組事項」及びその取組事項を具現化するための手段として77の「具体的な取組」を実施計画で定めています。

平成27年度の実施結果を踏まえた各所管所属による自己評価の結果は次のとおりです。

1 実施結果評価 （77の「具体的な取組」ごとの数値等の取組目標に対する実績度合い）

77の「具体的な取組」のうち、43項目について27年度の実績目標を達成しました。また、19項目について取組目標の達成には至らなかったものの具体的な取組が実施できました。これらを合わせた計画実施率は約8割となりました。

区分	評価 (H26)
A (達成)	43 (40)
B (実施)	19 (24)
C (検討)	12 (8)
D (未着手)	0 (5)
その他 (決算数値が出ないと評価できないもの)	3
計	77 (77)

数値目標等達成率 (A)	43/74
58.1%	
計画実施率 (A+B)	62/74
83.8%	

2 成果評価（中間評価） （30の「取組事項」ごとの成果度合い）

上記1の実施結果により約8割の項目で一定の成果を出すことができました。そのうち、最終的な成果として掲げた内容を上回ったものは8項目でした。

区分	評価 (H26)
A (大きな成果あり)	8 (6)
B (成果あり)	17 (20)
C (実施)	3 (4)
D (検討等)	0
その他 (決算数値が出ないと評価できないもの)	2
計	30 (30)

- ・ 県民アンケートなど積極的な県民意見の聴取
 - ・ 審議会などへの公募委員・女性委員登用促進
 - ・ 近隣都県等との広域連携の推進
 - ・ 組織マネジメントの向上
 - ・ 安定的な資金調達と調達コストの削減
 - ・ 効果的・効率的な事業評価の実施
 - ・ 基礎的財政収支の黒字の維持
 - ・ 県有施設等の長寿命化
- ・ 公の施設におけるサービスの向上
 - ・ 公社・事業団等の改革
 - ・ 税外債権管理・回収業務の推進と税外債権回収に関する情報・知識の共有

計画を超える成果 (A)	8/28
28.6%	
一定の成果 (A+B)	25/28
89.3%	

3 今後の取り組み

77の「具体的な取組」については、各項目ごとに実施結果・課題の要因分析を行っており、平成27年度に取組目標を達成した項目については平成28年度の目標の上方修正や工程の前倒し、達成できなかった項目については工程や内容を修正して、30の「取組事項」の成果の実現に向けて取り組んでいきます。

※群馬県行政改革評価・推進委員会（第三者委員会）からの、各取組事項ごとの意見以外のその他全般的な意見

【行政改革の進め方について】

- ・ 各行革取組の取組所属となっている所属長は、実施計画記載の工程表に沿ったマネジメントを行っているのかどうか。
- ・ 四半期毎に庁内の関係部署の連絡会議等で進捗状況を報告し合ったり、課題共有や部局間連携を図ったりする場や工夫が不可欠である。
- ・ 行政改革は、行革担当部局による他部局への統制が不可欠である。各部局の創意工夫を引き出しつつ、県全体の行革を推進する役割を総務課が担う。委員会の意見は行政改革に生かされたか？単なる参考意見か？知事からどのような指示が各課へ下りたか、そもそもトップダウンで意思決定されたか？現在のやり方が最適か？内部の推進体制及び外部評価のあり方も含め、見直す必要があるのかもしれない。

【実施計画・評価表の記載内容について】

- ・ 不記載が評価表に目立つ。
- ・ 「要因分析」が自己評価の要であるが、適切に記述されていないことが多い。結果△×や実施結果評価BCDの場合は取組目標をなぜ達成できなかったのかの問題点や阻害要因を明記し、結果○や実施結果評価Aの場合は目標達成要因や促進要因（行政の自助努力によるものか外部要因によるところが大きいかなど）を記載すべき。
- ・ 「次年度への課題」と「課題を踏まえての対応」が書き分けられていない。
- ・ 実施結果評価について、「結果○で評価A」となっているものもあれば、「結果○で評価B」「結果△で評価B」となっているものもあり、わかりづらい。

行政改革大綱実施計画 平成27年度評価（自己評価）一覧【平成28年5月現在】

【評価水準の考え方】

「成果評価(質的評価)」評価段階		「実施結果評価(数値等の目標の達成度)」評価段階	
A	大きな成果あり：計画どおりの成果又は計画を上回る成果があったもの	A	達成：おおむね目標値以上の実績があったもの
B	成果あり：計画に掲げる成果が一定程度あったもの	B	実施(計画実施)：目標値には至らなかったが、計画に掲げる内容は実施したものの
C	実施(具体的取組あり)	C	検討(取組あり)：計画に掲げる内容の実施には至らなかったが、実施に向けた具体的な取組は行ったもの
D	検討等(具体的取組なし)	D	未着手：計画に掲げる内容に係る具体的な取組を行わなかったもの、又は事情変化により実施が困難になったもの等

3つの「目標」	成果評価(質的評価)	77の「具体的な取組」	実施結果評価(数値等の目標の達成度)	平成27年度の実績	平成27年度の主な「数値等の目標」	頁
10の「改革項目」	H26 → H27		H26 → H27			
30の「取組事項」						
目標1 県民目線の県政の実施						
改革1 情報提供・情報発信手段の充実						
(1) 審議会等の議事概要など公開資料等の充実	B → B	① 「審議会等の会議の公開に関する指針」の徹底による審議会審議状況の公開の促進	B → B	・審議会会議録・会議結果概要の公開項目・方法のルール策定 ・県ホームページ公開方法方針決定	・審議会会議録・会議結果概要の公開項目・方法のルール策定 ・県ホームページ公開方法方針決定	7
		② 公文書提供制度の対象拡大	B → B	・公文書提供制度の県民出前講座、職員研修実施 ・対象公文書数42件(H25比+7件)	・公文書提供制度の県民広報・職員周知 ・対象公文書の拡大	
		③ 公社・事業団等の情報の充実	A → A	・公社・事業団等の経営状況等公表様式を改正して議会報告及び公表	・公社・事業団等の経営状況等公表様式を改正して議会報告及び公表	
		④ 公共工事等の見える化の推進	B → B	・主要公共事業の進捗を県民に情報提供 ・ぐんま緑の県民税の使い道公表	・主要公共事業の進捗を県民に情報提供 ・ぐんま緑の県民税の使い道公表	
(2) 提供・発信手段の充実・多様化	B → B	① ソーシャルメディアの有効活用	A → A	・ソーシャルメディア導入モデル決定	・ソーシャルメディア導入モデル決定	15
		② 安心・安全情報の提供手段の充実	B → B	・総合防災システム仕様決定 ・閲覧・情報収集系システム開発着手	・総合防災システム仕様決定 ・閲覧・情報収集系システム開発	
改革2 県民意見の反映手段の充実						
(1) 県民アンケートなど積極的な県民意見の聴取	B → A	① 県民アンケートの活用促進	B → A	・「県政県民アンケート」実施、結果公表 ・アンケートでのウェブ回答実施に向けた準備完了(H28年度実施予定)	・「県政県民アンケート」実施、結果公表 ・インターネット社会に合わせたアンケート実施モデルの検討	19
		② 県民参画型公共事業の実施	A → A	・県民参画型公共事業実施4箇所	・県民参画型公共事業実施	
(2) パブリックコメントの効果的な活用と県民意見の反映機会の充実	C → B	① パブリックコメントの実施方法等の改善	C → B	・パブコメ周知方法改善、意見を出しやすくする工夫の試行 ・立案・原案段階でのパブコメ実施1件	・パブコメ周知方法改善、意見を出しやすくする工夫の試行 ・立案・原案段階でのパブコメ実施	23
		② 政策、施策や事業等の評価に県民意見を反映する仕組みの確立	A → B	・計画等の自己評価+第三者(県民)評価+公表 73.3%	・計画等の自己評価+第三者(県民)評価+公表 H26実績値(67.3%)以上	
(3) 審議会などへの公募委員・女性委員の登用の促進	B → A	① 各審議会等における公募委員の増加	C → A	・公募委員導入を推進する審議会の整理に向けた作業実施 ・公募委員の割合 3.4%(H25比+0.8%)	・公募委員導入を推進する審議会の整理	27
		② 各審議会等における女性委員の増加	A → A	・女性委員参画率 36.6%(H25比+3.5%)	・女性委員参画率 35.0%以上	
改革3 行政手続における利便性の向上						
(1) 申請などの手続の利便性向上	B → B	① 電子申請等受付システムの活用促進	B → A	・電子申請等受付システム年間利用件数対前年度比+15.2%	・電子申請等受付システム年間利用件数対前年度比+5%	31
		② 電子入札システムの導入拡大の検討	D → C	・県庁各所属における電子入札導入に向けた契約状況調査実施	・県庁各所属における電子入札導入方針決定	
		③ 公金収納の利便性の向上	B → C	・ぐんまふるさと納税のクレジット納付利用率(件数割合) 79.7% ・未導入公金への導入に向けたニーズ調査実施	・未導入公金への導入に向けた方針決定	
(2) 審査基準の見直しや標準処理期間の短縮	B → B	① 行政手続法による審査基準の見直しや標準処理期間の短縮	A → A	・審査基準見直し ・マイナンバー独自利用事務希望調査実施	・審査基準見直し ・行政手続見直し取組テーマを選定し見直し	37

3つの「目標」		成果評価 (質的評価)	77の「具体的な取組」	実施結果評価 (数値等の目標の達成度) H26 → H27	平成27年度の主な実績	平成27年度の主な「数値等の目標」	頁
10の「改革項目」							
30の「取組事項」							
改革4 地方分権改革と自治体間連携の推進							
(1) 地方分権改革等の効果を活用した主体的な政策推進	B → B	① 義務付け・枠付けの見直しにより制定した条例の、県民の利便性向上の視点からの見直し	D → C	県独自設定基準の条例制定状況調査実施	県独自設定基準の見直し方針検討	41	
		② 規制緩和（特区制度）による地域活性化の検討	A → A	国の動向を把握し、県庁内や市町村へ制度の周知や活用検討依頼実施	特区制度に関する国の動向を把握しつつ、活用を図る		
		③ 更なる分権改革に向けた国への提案	A → A	地方分権についての国への提案 3件	地方分権についての国への提案		
(2) 市町村との連携の推進	B → B	① 市町村への権限移譲の推進	C → B	・事務移譲を希望する市町村への移譲手続実施 0法令等3事項 ・対象事務所所属による市町村向け移譲対象事務内容説明・移譲希望調査実施	・事務移譲を希望する市町村への移譲手続実施 ・「新ぐんま権限移譲プラン改訂版」の移譲可能事務一覧掲載事務についての市町村向け説明会開催	47	
		② 市町村行財政体制の強化のための支援	B → B	・市町村との人事交流実施 ・市町村職員向け研修の業務への活用性 89.1% ・市町村行財政診断実施 9件	・市町村との人事交流実施 ・市町村職員向け研修の業務への活用性 90% ・市町村行財政診断実施		
		③ 効果的な意見交換の実施	A → A	知事・市町村長懇談会 1回	知事・市町村長懇談会での意見交換実施		
		④ まちづくりにおける市町村との連携の推進	A → A	市町村が策定するまちづくりに係るアクションプラン策定済全市町村人口の県人口に占める割合 64%（8市）	市町村が策定するまちづくりに係るアクションプラン策定済全市町村人口の県人口に占める割合 60%		
(3) 近隣都県等との広域連携の推進	A → A	① 近隣都県等との広域連携の推進	A → A	・北関東越五県知事会議での連携事業7件、三県知事会議での連携事業5件 ・関東地方知事会での国への提案・要望24項目、全国知事会5回参画	・北関東越五県知事会議、三県知事会議での各連携事業実施 ・関東地方知事会、全国知事会での国への提案・要望の実施	55	
目標2 「仕事の仕方」の改革							
改革5 事務事業執行の効率化							
(1) 内部管理事務の集中化などによる効率化	C → B	①-1 公用車の一元管理の拡大	B → B	・県庁公用車の稼働率 82% (H26年度比+2%)	・県庁公用車の稼働率 H26年度比+3% (H26年度 80%)	59	
		①-2 事務用品の一括購入・管理の導入検討	D → C	・単価契約の品目数に増減なし ・事務用品集約化試行継続 ・各合同庁舎における複数所属合同での光電話導入による電話料削減	・単価契約の新たな品目の決定 ・事務用品集約化の試行の検証		
		①-3 庁舎管理事務の地域集約化の検討	C → C	庁舎管理事務の地域集約化検討実施	庁舎管理事務の地域集約化方針決定		
		①-4 臨時・嘱託職員の雇用事務の一元化の検討	D → C	臨時・嘱託職員の雇用事務の一元化検討実施	臨時・嘱託職員の雇用事務の一元化に係る方針決定		
		②-1 総務事務システムの活用の促進	A → A	電子決裁操作周知実施 文書に係る電子決裁率 7.9% (H25比+2.3%)	電子決裁機能利用促進策実行		
		②-2 情報システムの最適化	A → A	複数の情報システムでサーバ等を共用する共用仮想化基盤及びホームページ統合基盤の構築・運用開始	H28~29年度に構築・更新する情報システムの最適化に向けた仮想化基盤システム等の導入		
(2) 実施方法の工夫による効率化	B → B	① 各庁舎における資源ごみの積極的な売払いの実施	C → C	・各地域における対象庁舎拡大の検討 ・資源ごみ売払い額 498千円	各地域における対象庁舎拡大の検討	69	
		② エネルギー使用量の削減	A → A	エネルギー使用量 H22年度比12.2%削減 (H26年度) 【H27年度 集計中】	エネルギー使用量 H22年度比5%削減		
		③ 電力調達の効率化	C → C	・新たに競争的手続を導入するために必要な事務内容等助言 ・電力調達の競争的手続導入施設数 118施設 (H25比+7施設)	可能な庁舎の電力調達に競争的手続実施 100%		
		④ オープンカウンタ方式による見積合せの導入	B → B	紙執行によるオープンカウンタ試行実施	紙執行によるオープンカウンタ試行実施		
		⑤ 公共工事の経費削減	A → A	設計VE活動実施 4箇所	公共工事の経費削減取組実施		

3つの「目標」		成果評価 (質的評価)	77の「具体的な取組」	実施結果評価 (数値等の目標の達成度) H26 → H27	平成27年度の主な実績	平成27年度の主な「数値等の目標」	頁
10の「改革項目」							
30の「取組事項」							
(3) 時代や環境の変化に合わせた事務事業の推進	A ↘ B	① 政策的視点からの事務事業の効果的実施	A → A	事務・事業見直し委員会にて審議対象施策の改善意見を提言し、H28年度当初予算に反映 対象事業数 2施策	政策的視点からの事務事業の効果的実施	77	
		② 「業務改善のヒント」の実践・徹底	B ↘ C	・試験事務の実態把握・見直し内容の検討	・試験事務実施方法等見直し方針策定		
改革6 民間活用やノウハウの効果的な活用							
(1) 民間との連携による県民サービスの向上	B → B	① P F I など民間活力やノウハウの積極的な活用の推進	D ↗ A	・ P P P / P F I の導入を優先的に検討するための規定検討	・ P P P / P F I の導入を優先的に検討するための規定検討	81	
		② N P O などとの協働事業の推進	B → B	・ マルチステークホルダー・プロセス関係資料の職員向け周知実施 ・ N P O ・ ボランティアとの協働 105事業	・ マルチステークホルダー・プロセスの活用に向けた環境づくり ・ 政策過程での N P O 等との協働推進		
		③ 建設産業の担い手育成	B → B	・ 県内7高校・3大学で学生・生徒・保護者向け講演会実施 ・ 1級土木施工管理技士資格取得講座 31人参加	・ 県内建設系の7高校・3大学の学生・生徒・保護者への広報実施 ・ 若手技術者向けの1級土木施工管理技士資格取得講座開設 50人参加		
(2) 公の施設におけるサービスの向上	C → C	① 公の施設のあり方検討の継続実施	B ↘ C	指定管理者制度運用の見直し内容の検討(ガイドライン改訂案作成)	指定管理者制度運用の見直し(ガイドライン改訂)	89	
		② 公の施設のサービスの向上	A → A	公の施設のサービス向上の取組事例の施設所管所属間での共有	公の施設のサービス向上の取組事例の施設所管所属間での共有		
(3) 公社・事業団等の改革	B ↘ C	① 公社・事業団等に対する関与の見直し及び支出の総点検	B ↘ C	・ 公社・事業団等に対する指導指針案作成 ・ 県職員派遣人数 【集計中】	・ 公社・事業団等に対する関与の方向性決定 ・ 人的・財政的関与適正化	93	
改革7 自治を担える人づくり、力を最大限発揮する組織づくり							
(1) 県政を担う人材の育成	B → B	① 「群馬県における人材育成の考え方」に基づく人材育成の推進	A → A	・ 人事評価研修実施 ・ 適材適所と人材育成を重視した人事配置実施	・ 人事評価研修実施 ・ 適材適所と人材育成を重視した人事配置実施	95	
		② 職員研修の充実	B → B	研修の業務への活用性 88.5%	研修の業務への活用性 90%		
(2) 実践的な政策形成能力の向上	A ↘ B	① 「政策プレゼン」の実施	A → A	「政策プレゼン」実施 13件	「政策プレゼン」の実施	101	
		② 職員提案制度の実施	A ↘ B	職員提案 67件	職員提案の実施		
(3) 適正な組織・定員管理	B → B	① 組織の見直し	A → A	28年度に向けた組織見直し実施 H28.4.1現在 県庁9部1部内局100課室等、地域機関105機関	28年度に向けた組織見直し実施	105	
		②-1 適正な定員管理【知事部局・教育委員会事務局】	A → A	28年度に向けた配置定員見直し実施 H28.4.1現在 一般行政部門3,937人、教委455人	28年度に向けた配置定員見直し実施		
		②-2 適正な定員管理【教職員】	B → B	28年度に向けた教職員定員見直し実施 H28.4.1現在 14,657人	28年度に向けた教職員定員見直し実施		
		③ 地方独立行政法人制度の積極的な活用	C ↗ B	・ 県立大学のH30年4月公立独立行政法人化方針決定 ・ 独立行政法人化可能な施設に係る法人化適否の検討着手	・ 県立大学の公立独立行政法人化の適否の方針決定 ・ 独立行政法人化可能な施設に係る法人化適否の検討		
(4) 組織マネジメントの向上	B ↗ A	① 管理職のマネジメント強化	A → A	・ 「働きやすい職場環境づくりの実践」として各種取組を総務部内各所属で実施 ・ 所属長のリーダーシップ能力向上を図るための研修として「決断力」の科目を新設 ・ 研修後の行動変容度 95.3%	・ 管理職のマネジメント強化に必要な具体的な取組案作成 ・ 管理職を対象とした新たな研修実施 ・ 研修後の行動変容後 90%	113	
		② 業務改善のための目標管理(P D C A)の実施	A → A	・ 目標管理制度実施	・ 目標管理制度実施		
		③ メンタルヘルス対策の強化	B ↗ A	・ 管理監督者及び職員へのメンタルヘルス対策周知実施 ・ 管理監督者対象のメンタルヘルス研修実施 受講率93.5%	・ 管理監督者及び職員へのメンタルヘルス対策周知実施 ・ 管理監督者対象のメンタルヘルス研修実施 受講率90%以上		
目標3 健全な財政運営の維持							
改革8 歳入確保と歳出縮減							
(1) 県税収入の確保	A	① 県税収入の確保	A	・ 県税徴収率 【集計中】 ・ 県税収入未済額 【集計中】	・ 県税徴収率 96.7%以上 ・ 県税収入未済額 6,000百万円以下	121	

3つの「目標」		成果評価 (質的評価)	77の「具体的な取組」	実施結果評価 (数値等の目標の達成度)	平成27年度の主な実績	平成27年度の主な「数値等の目標」	頁	
10の「改革項目」								
30の「取組事項」								
(2) 常に財源を意識した施策展開	B → B	H26 → H27	① 自主財源収入の確保	B → B	自主財源収入確保額 6.7億円【決算値集計中】	自主財源収入確保額 3.5億円以上	125	
			②-1 基金を活用した施策の成果検証と予算編成への反映	A → A	事業評価制度を活用した基金活用施策の成果検証実施	事業評価制度を活用した基金活用施策の成果検証実施		
			②-2 各基金に合わせた最適な運用法の検討	A → A	基金の運用について、各部署における自己検証実施	基金の運用について、各部署における自己検証を促進		
	(3) 安定的な資金調達と調達コストの削減	A → A	H26 → H27	① 金利動向等を踏まえた償還年限や発行額などの検討と、市場公募債の継続的な発行	A → A	市場公募債発行実績 5年債100億円、10年債330億円、20年債100億円	県債の調達方法や償還年限、発行額の多様化	129
				② 計画的な債券購入を通じた、安全かつ効果的な運用の実現	A → A	調達平均利回り 1.099% 運用利回り 1.586%	調達平均利回りを上回る運用利回りの獲得	
	(4) 支出の見直し	B → B	H26 → H27	① 国関係法人等への支出の減	B → B	前年度予算に対する実見直し額 ▲25,122千円 H28当初予算 566百万円	前年度予算に対する実見直し額 0円以下	133
② 県単独補助金の見直し				A → A	県単独補助金 H28当初予算額291.6億円 (H27当初予算比▲6.9億円)	事業評価等を通じた事業見直し結果をH27年度当初予算に反映		
(5) 効果的・効率的な事業評価の実施	B → A	H26 → H27	① 事業評価の実施	A → A	事業評価対象 675事業 うちH28年度当初予算に評価結果を反映した事業 17事業	事業評価の実施	137	
			② 公共事業評価の実施	A → A	・公共事業評価 事前12件、事後12件 ・公共事業再評価 15件	・公共事業評価(事前・事後)の実施 ・公共事業再評価の実施		
(6) 基礎的財政収支の黒字の維持	A → A	H26 → H27	① 基礎的財政収支の黒字の維持	A → A	・臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支 151億円の黒字 ・臨時財政債を除いた県債残高 6,847億円【決算値集計中】	・臨時財政対策債を除いた基礎的財政収支 黒字の維持 ・臨時財政債を除いた県債残高 6,962億円以下	143	
改革9 資産の適正管理と有効活用								
(1) 税外債権管理・回収業務の推進と税外債権回収に関する情報・知識の共有	C → C	H26 → H27	① 税外債権の適切な管理と収入未済額の圧縮	C → C	・会計事務の手引改訂(税外債権管理に必要な内容を追加) ・税外債権一元管理所属の検討	・会計事務の手引改訂 ・適切な税外債権管理と税外収入未済額圧縮に向けた取組検討	145	
(2) 「現地・現物」を意識した売却・有効活用	B → B	H26 → H27	① 未利用財産の売却・有効利用	B → B	・未利用財産売却 5件、0.5億円 ・未利用財産計 54件、約36万㎡ (H27年度未現在)	・未利用財産売却 ・庁舎の余剰スペースの国・市町村貸付	149	
(3) 県有施設等の長寿命化	B → A	H26 → H27	① 県有施設の計画的かつ効率的な維持管理・整備の推進	B → A	劣化診断実施・長期保全計画策定 87棟	劣化診断実施・長期保全計画策定 79棟	153	
			②-1 公共土木施設等の長寿命化の推進【橋梁】	A → A	・定期点検874橋、日常点検2,738橋/緊急対策実施 4橋 ・計画的修繕 196橋	・定期点検・日常点検実施/点検後必要があれば緊急対策実施 ・H22策定の計画に基づく計画的修繕		
			②-2 公共土木施設等の長寿命化の推進【県営住宅】	A → A	・定期点検161棟、日常点検488棟/要緊急対策住宅なし ・計画的修繕 175箇所	・定期点検・日常点検実施/点検後必要があれば緊急対策実施 ・H21策定の計画に基づく計画的修繕		
			②-3 公共土木施設等の長寿命化の推進【舗装】	A → A	・定期点検1,100km、日常点検3,200km/要緊急対策箇所なし ・計画的修繕 132箇所	・定期点検・日常点検実施/点検後必要があれば緊急対策実施 ・H21策定の計画に基づく計画的修繕		
			②-4 公共土木施設等の長寿命化の推進【トンネル】	A → A	・定期点検13箇所、日常点検64箇所/緊急対策トンネル 2箇所 ・計画的修繕 13箇所	・定期点検・日常点検実施/点検後必要があれば緊急対策実施 ・H24策定の計画に基づく計画的修繕		
			②-5 公共土木施設等の長寿命化の推進【河川構造物】	B → A	・定期点検29施設、日常点検29施設/要緊急対策河川構造物なし ・計画的修繕 29施設	・定期点検・日常点検実施/点検後必要があれば緊急対策実施 ・H24策定の計画に基づく計画的修繕		
			②-6 公共土木施設等の長寿命化の推進【都市公園】	A → A	・定期点検29施設、日常点検29施設/緊急対策都市公園 2箇所 ・計画的修繕 3箇所	・定期点検・日常点検実施/点検後必要があれば緊急対策実施 ・H24策定の計画に基づく計画的修繕		
			②-7 公共土木施設等の長寿命化の推進【下水道】	B → A	・定期点検22.3km/緊急対策実施 11箇所	・定期点検・日常点検実施/点検後必要があれば緊急対策実施 ・H24策定の計画に基づく計画的修繕		
改革10 公営企業改革								
(1) 公営企業の健全な経営	B	H26 → H27	① 企業局の健全な経営の維持	A	資金不足比率(資金余剰の場合は資金不足比率がマイナスとなる) 電気事業会計、工業用水道事業会計、水道事業会計、団地造成事業会計、駐車場事業会計【集計中】	財務の健全性の維持	163	
			② 病院局の経営の健全化	B	病院事業決算額【集計中】	病院事業決算額(県立4病院) ▲354,626千円		